

7. 実現施策

基本方針1. 自然に恵まれた成田の緑の骨格である里山を保全します

- 里山の緑は、成田市らしい景観を形成するとともに生物多様性の確保、二酸化炭素吸収・固定等の地球環境の保全、土砂災害防止などの防災機能があります。里山や樹林地を緑地保全制度の充実や市民・事業者との協働により保全していきます。
- 里山保全活動や里山管理等の活動を広げていきます。
- 野鳥、魚類、昆虫など多種多様な生物の生息・生育場所となっている水辺空間を市民や市民団体等と協働して保全・再生します。

基本的な方向

(1) 里山の緑の保全

- ①里山・樹林地の保全
- ②斜面林の保全
- ③価値の高い樹林地の保全
- ④市民・事業者との協働による樹林地の保全・管理活動
- ⑤開発指導の徹底
- ⑥緑や自然とのふれあいの場の充実

(2) 水辺環境の保全

- ①水辺環境の保全
- ②河川の緑化、多自然川づくり
- ③河川とのふれあいの促進

(1) 里山の緑の保全

①里山・樹林地の保全

里山の樹林地を保全するために、保安林の指定継続とともに千葉県里山条例に基づく里山活動協定を広げていきます。

②斜面林の保全

丘陵地の斜面に残る樹林地は郷土の風景や自然を維持し防災上の安全性を確保していることから、他の事業とも連携し、無秩序な開発を抑制していきます。

③価値の高い樹林地の保全

市街地内に残る樹林地は、「市民の森」や「都市林」などの永続的に保全できる方策を検討していきます。市全域の樹林地の現状や変化を継続的に調査し、実態を踏まえながら計

画的に保全を図ります。

④市民・事業者との協働による樹林地の保全・管理活動

里山などの樹林地は、管理・活用の方針に基づき保全を行うとともに市民協働による管理活動を進めていきます。活動にあたっては管理助成金の創設、ボランティア講座の開催等による管理手法の提供など、市民・事業者が一体となって樹林地を保全・管理する仕組みづくりを検討します。

⑤開発指導の徹底

開発許可制度に基づく指導等を徹底し、大規模開発において樹林地が開発される場合には、適切な場所の樹林地を残すとともに造成のり面や擁壁等の緑化により良好な緑が確保されるよう指導していきます。

⑥緑や自然とのふれあいの場の充実

里山の自然を活用した環境学習、野外活動等の拠点整備を検討していきます。

(2) 水辺環境の保全

①水辺環境の保全

本市は利根川・印旛沼の大規模な水辺空間をはじめとし、根木名川・取香川などの中小河川が身近な場所にあり、多種多様な生物が生息・生育しています。また、各河川は利根川・印旛沼へ流入しており、川の水をきれいに保つことは広域的な水質改善にもつながります。河川の良い水質の確保に努め、水辺の植生等と周辺の樹林地との一体的な保全を図ります。

②河川の緑化、多自然川づくり

河川は市街地における貴重な水と緑の景観となっています。河川敷や河川管理用通路においての緑を創出し、だれでも水辺に近づける安全で自然あふれる親水空間を創出していきます。

また、河川は連続したビオトープネットワークの形成に大きな役割を果たしています。生物の移動空間や多様な生物が生息する空間の確保を目指し、「多自然川づくり」を推進し、コンクリート護岸を生物の生息しやすい構造へ転換するなどにより保全・再生等を進めていきます。

③河川とのふれあいの促進

市民が水辺や周辺の緑との関連性を学び、野外活動を行っていくことで郷土の自然について学び、保全していく気持ちが養われます。これらの知識と関心を高めるため、河川とのふれあいのイベント等を継続的に支援していきます。

基本方針 2. 自然と共生する水辺の緑を保全・創出します

- 緑の保全や創出により、生物多様性を守り、生態系が連続する緑と水辺のネットワークの形成を図ります。
- 市内を流れる中小河川は、成田市らしい水と緑の景観を形成し、緑と水辺のネットワークの中心となっています。河川だけでなく周辺の緑を保全・創出することにより、各ネットワークを連携させていきます。

基本的な方向**(1) 多様な生態系の保全と創出**

- ①樹林地の保全・管理
- ②生物多様性に配慮した公園緑地の整備
- ③公共用地等における緑の創出

(2) 地域環境を改善する緑の育成

- ①風の道の確保
- ②建築物の敷地の緑化、屋上・壁面緑化の推進

(1) 多様な生態系の保全と創出**①樹林地の保全・管理**

多様な生物の生息・生育場所である樹林地を、「市民の森」や都市林として指定し、保全・管理していくことを進めます。また、管理が不十分で竹林化するなど荒廃している樹林地について、地権者の管理を促進する方策、地権者の協力を得ながら市民や事業者との協働により再生・管理する取組を検討します。

②生物多様性に配慮した公園緑地の整備

都市公園等において、生物の生息・生育場所となる植生を復元し、貴重な自然の生態系保全に配慮した公園づくりを進めます。

③公共用地等における緑の創出

空港周辺の樹林地や公民館などの有効活用などにより、緑と水辺のネットワークに連携する緑を創出します。

（２）地域環境を改善する緑の育成

①風の道の確保

河川や街路を通る風は、市街地の気温を下げ、地域環境の改善に役立っています。根本名川、取香川等の中小河川や、大通り等の道路は、市街地に涼しさをもたらす「風の道」となることが考えられるため、風の道の機能が発揮できるよう街路樹の適正管理に努めるとともに、市街地再開発事業や土地区画整理事業などによる市街地整備の際の緑地や街路樹の整備、河川沿いのオープンスペースの確保に努めます。

②建築物の敷地の緑化、屋上・壁面緑化の推進

屋上緑化や壁面緑化といった建築物の緑化は、都市の景観を向上させると共に、建物の表面温度を下げるなど熱環境の改善につながります。公共施設や民有地の敷地や建物における緑空間の確保を推進していきます。また、つる性植物を窓際で栽培する「緑のカーテン」など市民・事業者等が取り組める建物緑化も普及させていきます。



市街地の緑

基本方針 3. まちに個性と風格を与える緑を形成します

- 日本だけでなく海外からの観光客が何度も訪れたいくなるような、個性と風格のある景観を形成するために、民有地の緑化推進や街路樹の育成・管理、公共空間の緑化を市民・事業者の協働により進めていきます。
- 市街地を回遊し、まち並み景観を楽しめるよう成田山新勝寺の参道や周辺の緑を保全していきます。緑空間を連携しネットワーク化を図ります。
- 成田ニュータウン及び周辺地区などの新しく形成された市街地において、市民や事業者との協働により地区の顔となる緑豊かなまちづくりを行います。
- まちに個性と風格を与える歴史的建造物の背景となる周辺の緑地を、市民・事業者とともに保全・創出していきます。

基本的な方向

(1) 緑による都市の顔づくり

- ①緑地のネットワーク化による市街地の回遊性向上
- ②市街地における質の高い緑空間の形成
- ③道路の緑化
- ④街路樹の管理
- ⑤空港、駅前の緑化

(2) 個性あるまちの緑の形成

- ①成田山新勝寺参道の整備、周辺の緑の保全
- ②神社・寺院周辺の緑の風景づくり
- ③大木・名木の保全

(1) 緑による都市の顔づくり

①緑地のネットワーク化による市街地の回遊性向上

市街地の緑地を連携させることにより、まちに賑わいを呼び、快適に歩ける空間として回遊性のあるまちづくりを進めます。市街地の主要な都市公園等では、事業者の協力によるまちづくりや公開空地の整備などによりネットワーク化を図ります。

②市街地における質の高い緑空間の形成

緑豊かな市街地づくりのために街路樹など公共空間の緑の整備を進めるとともに、沿道の建築物などにおける管理の行き届いた緑空間の形成を進めることが必要です。将来的には地域住民が主体となってまちの管理を行うエリアマネジメントの導入を進め、民有地における管理の行き届いた緑づくりを検討していきます。

③道路の緑化

道路空間における緑は市街地の景観の中で重要な要素となることから、生育可能な植栽空間の確保を推進し、まちに彩りを与える緑化空間（花づくり等）を市民・事業者との協働により進めます。

④街路樹の管理

街路樹の管理については、生育空間や周囲環境に配慮しながら、樹種・樹勢に合わせた適正な管理を行います。継続的に維持管理を行っていくために街路樹アダプト制度や愛護会の設立など、市民と協働した管理のあり方を検討します。

⑤空港、駅前の緑化

空港や鉄道駅周辺は多くの来訪者が行き交う場であり、来訪者が成田市を訪れ最初に目にする風景となります。成田市の第一印象の向上をめざし、快適な広場空間の創出・建物や構造物と調和した美しい緑空間の形成に努めます。

（２）個性あるまちの緑の形成

①成田山新勝寺参道の整備、周辺の緑の保全

市民に親しまれる成田山新勝寺参道の景観整備を進めるとともに、周辺緑地の保全を継続していきます。

②神社・寺院周辺の緑の風景づくり

本市には歴史をしのばせる神社・寺院の森が多くあり、市民に親しまれています。特に、麻賀多神社、小御門神社及び大慈恩寺などの社寺林は郷土環境保全地域に指定されており、これらを活用します。成田市の歴史や文化を後世に伝える緑を「市民の森」などに指定し、保全する方策を検討していきます。

③大木・名木の保全

市街地に残る鎮守の森や古くからの大木・名木といった緑は、地域の貴重な財産のひとつであり、まちの個性であり、まちに風格を与えるものです。これらの大木・名木を枯死しないようにするため、樹木医による適切な管理への支援等を検討します。

基本方針4. 身近な生活に潤いを与える緑を育てます

- 少子高齢化の進展などにより公園緑地等に対するニーズが変化していることから、都市公園をはじめとする公園緑地等の適正配置と、既存公園緑地等のリニューアルやレクリエーション機能の更新により、各年代の市民が健康で豊かな生活を楽しむ場所となり、様々なニーズに対応できる緑を創出していきます。
- 市民・市民団体・事業者との協働や公園管理の仕組みづくりを進め、公園の維持・管理を充実させます。
- 公園緑地等を中心とした水辺と緑のネットワークを形成させ、公園緑地等と周辺地域が連携した緑づくりを進めます。
- 住宅地、商業地、工業地など私有地の緑の量の確保と質の向上を図るため、市民・事業者による取組を促進します。

基本的な方向

(1) 緑あふれるまち並みの形成

- ①身近な都市公園の整備
- ②運動公園等の機能強化
- ③既存都市公園の更新・リニューアル

(2) 身近なオープンスペースの創出

- ①公共施設等のオープンスペース整備の推進
- ②学校等の開放
- ③私有地などの広場の活用
- ④公共施設の緑化推進
- ⑤住宅地の緑化推進
- ⑥商業地の緑化推進
- ⑦工業地の緑化推進
- ⑧農地の保全
- ⑨市民農園などの整備

(1) 緑あふれるまち並みの形成

①身近な都市公園の整備

都市公園は、市街地における緑とオープンスペースの核となるものです。現在、都市公園が身近にない地域において、街区公園や近隣公園等の整備を進めます。

②運動公園等の機能強化

本格的な運動施設や自然とふれあえる場など、総合的なスポーツ・レクリエーション施設を備えた総合公園や運動公園等の機能強化に努めます。

③既存都市公園の更新・リニューアル

街区公園、近隣公園の中には、少子高齢化の進展などにより、現在の配置や施設内容がニーズに合わないものがでてきています。既存の老朽化した施設の計画的な更新を行い、都市公園機能の充実を図ります。また、同時に都市公園の長寿命化を進めていきます。

(2) 身近なオープンスペースの創出

①公共施設等のオープンスペース整備の推進

庁舎、公民館などの公共施設等のオープンスペースとして活用可能とするとともに、緑の質・量を充実させていきます。

②学校等の開放

地域にある学校の校庭はスポーツ・レクリエーションができる場所として活用していきます。

③民有地などの広場の活用

事業所の運動場などや民間の遊休地などを地域の広場等として活用することを検討していきます。

④公共施設の緑化推進

市役所・病院等の公共施設は、地域の中心に位置していることから、緑化や既存の樹木の保全を積極的に推進し、民有地緑化を先導する緑化空間としていくことを検討します。

⑤住宅地の緑化推進

花と緑あふれる住宅地とするために、戸建て住宅におけるガーデニング等の緑化活動の普及・啓発を推進していきます。中高層の集合住宅では、ベランダやエントランス、公開空地などにおける緑化、屋上緑化、壁面緑化を行うための緑化助成制度の創設などの支援を検討していきます。

⑥商業地の緑化推進

ビルなどの建替時における公開空地等の確保を総合設計制度、地区計画制度などの活用により推進していきます。また、これらのオープンスペースにおける緑化や休憩施設の整備などに対する支援方策を検討します。

⑦工業地の緑化推進

工場敷地や倉庫施設等の工業地は一般的に大規模な敷地を有しており、適切な緑化が実施されることで地域の緑の拠点となります。新規整備時には、工場敷地内の緑化を推進する方策を検討していきます。

⑧農地の保全

水田や畑等の農地は、農業生産の場であるとともに、地域の景観の重要な要素となっています。市街化区域内の農地は、まちの中の貴重な緑地空間として生産緑地地区の指定等による保全を図ります。

⑨市民農園などの整備

農業活動を通じた自然とのふれあいニーズに対応し、遊休農地や生産緑地を市民農園等として活用する方策を検討します。



身近なオープンスペース

基本方針5. 安全・安心を支える緑の整備を進めます

- 広域避難場所まで遠い地域等を中心に、災害時の避難場所となる都市公園の整備を検討します。また、災害救援活動・復興の拠点となる都市公園の機能を充実させます。
- 火災時の延焼を防ぎ、避難路となる連続的な緑とオープンスペースを河川・道路を活用して確保します。
- 豊かな緑を保ちつつ、公園利用者の安全確保と公園緑地等での防犯対策の強化を図ります。

基本的な方向

(1) 安全・安心に対応した緑空間の整備

- ①街路樹の拡充・管理
- ②身近な緑の確保
- ③斜面緑地の保全・管理
- ④防災公園等の整備
- ⑤防犯に配慮した緑空間の整備

(2) 多種多様なニーズに応じた緑の整備

- ①市民参加の推進
- ②既存都市公園のリニューアル・新規公園整備
- ③市民・市民団体・NPO・事業者の管理・運営への参加促進
- ④指定管理者による公園の運営・管理の促進
- ⑤都市公園を活用した財源確保

(1) 安全・安心に対応した緑空間の整備

①街路樹の拡充・管理

災害時などにおける火災延焼の防止等につながる街路樹の植栽を進めると同時に、樹種・樹勢に合わせた管理を行っていきます。

②身近な緑の確保

火災延焼を防ぐ公園緑地や広場、その他民有地内の緑の増加に努めます。また、危険なブロック塀は地震の際に倒壊の危険性を少なくするための生垣化を指導していきます。

③斜面緑地の保全・管理

里山の樹林地や急傾斜地では、崩壊の危険性がある地区の土砂災害を防ぐため、適正な保全・管理を進めていきます。

④防災公園等の整備

広域的な避難場所として機能する大規模な都市公園の整備を検討するとともに、都市公園の施設整備にあたっては、救援活動拠点としての機能を備えた公園整備を検討します。

災害時の応急対策拠点としての機能を強化するため、一時避難所に位置づけられている公民館や学校、広場を有する公共施設などと一体となった公園整備・再整備を検討します。

また、災害時の避難路ともなる緑道の整備を進めます。

⑤防犯に配慮した緑空間の整備

緑空間の整備にあたっては、豊かな緑を保ちつつ、見通しを確保するための樹種や樹木の配置の工夫、人や物の存在がすぐに確認でき常に危険を回避できる明るさ確保のための照明等を配置し、安全・安心に配慮した緑空間の整備に努めます。

(2) 多種多様なニーズに応じた緑の整備

①市民参加の推進

公園緑地等の整備のための市民ワークショップを開催することにより、公園緑地等への愛着が増し、利用頻度やマナーの向上・公園管理への市民参加も期待されることから、公園整備の際にはワークショップなどの市民参加型の公園づくりを行うことを検討します。

②既存都市公園のリニューアル・新規公園整備

地域のニーズの変化・新しいレクリエーション需要に応えるため都市公園のリニューアルを進めます。

都市公園等の整備や再整備において、見通しの確保等による子どもが安心して遊べる空間づくり、多様な遊びができる場の整備を行います。公園や緑地を整備・管理する際には、子どもの観点から施設計画を行うとともに、公園緑地等を活用した体験機会の充実を図ります。

市民の多様なニーズに配慮し、公園利用者が気軽に健康の増進を図ることができるよう、ウォーキングやジョギングルートの整備など身近な都市公園等において進めます。

また、リニューアル・新規公園整備の際には、高齢者・障がい者を含むすべての人々が安全に利用でき、緑の豊かさを感じられるよう「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」などにに基づき、公園の出入口や園路の幅、勾配等を配慮した施設づくりを進めます。

③市民・市民団体・NPO・事業者の管理・運営への参加促進

公園管理に必要な知識や技術を提供する人材の育成や公園の管理・運営に関するボランティア制度など市民・市民団体・NPO・事業者などと連携した公園緑地等の管理・運営方策を検討します。

④指定管理者による公園の運営・管理の促進

公園緑地等の管理・運営を効果的・効率的に進めるため、指定管理者制度等を推進するとともに、イベント開催などによりサービスの向上や経費縮減を図ります。

⑤都市公園を活用した財源確保

公園施設の命名権の提供（ネーミングライツ）等の都市公園を活用した財源確保の方策について検討していきます。

基本方針 6. 市民・事業者・市が協働して緑のまちづくりを進めます

- 市民・事業者による自主的な緑化の推進や、緑や環境・地域づくりに関する市民団体やNPOの活動、社会貢献活動を推進します。市民・事業者への参加を促し、活動場所を提供するとともに、活動継続のための支援策の充実を検討していきます。
- 緑への知識・関心を高めるための情報提供などを進めるとともに、専門知識や技能を持ったリーダーの育成・人材発掘を進めます。
- 緑に関する活動を通じてコミュニティ活動を支援するなど、地域全体の緑を市民が率先して保全・管理していく活動を促進します。

基本的な方向**(1) 緑をまもる市民の体制づくり**

- ①市民活動による緑化の推進
- ②市民・市民団体・NPO・事業者への支援
- ③団体・事業者等の交流の支援
- ④緑に関する各主体の意識や活動状況の把握
- ⑤専門知識や技能を持ったリーダーの育成・活用

(2) 緑に関する情報提供と連携

- ①緑空間における環境教育の推進
- ②緑に関する情報提供
- ③緑のイベント開催

(1) 緑をまもる市民の体制づくり**①市民活動による緑化の推進**

市民植樹運動など行政のみならず市民・事業者が主体となって実施する緑化活動を推進する取り組みを検討していきます。

②市民・市民団体・NPO・事業者への支援

地域住民を主体とする相互協力による緑のまちづくりを支援するため、活動資金援助や機材の提供など、よりニーズにあった支援制度の検討を行います。また、市民・市民団体・NPO・事業者の参加意欲を促進するための技術的支援等を行うことを検討します。

③団体・事業者等の交流の支援

地域に根ざし、専門的知識や技術を持つ市民団体・NPO・事業者など各主体の相互交流などを支援します。

④緑に関する各主体の意識や活動状況の把握

市民団体・NPO・事業者への支援の方向性を的確に検討していくため、各主体の緑に関するニーズや活動状況等を定期的に把握し、活動支援の方策を検討していきます。

⑤専門知識や技能を持ったリーダーの育成・活用

ガーデニングから樹林の管理まで緑に関する専門的な知識や技能を持ったリーダーを育成するために講習会等を開催し人材の発掘・育成のあり方等を検討します。

(2) 緑に関する情報提供と連携

①緑空間における環境教育の推進

都市公園等を活動の場として、環境学習ができる施設整備を検討していきます。また、地域の市民団体・NPO・事業者などと連携した自然観察会などの環境教育実践の場所として活用していくことを検討していきます。

②緑に関する情報提供

パンフレットの発行やホームページ等により、緑の現状や緑化技術、制度や施策についての情報提供を進めます。

③緑のイベント開催

市民が緑に親しみ緑を考える機会として、都市緑化月間や四季折々の樹木や花の観察会や植樹祭等のイベントを定期的に開催することを検討します。